



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:大形

社会保険料の自己負担上限額の増額等について

今回のあおぞらレターでは、主に8月1日からの、雇用継続給付の給付額上限の変更や健康保険の自己負担額の上限額の増額等についてお知らせします。

雇用継続給付に該当しない方や、高齢者に該当せず自身は関係ないと思われる方も多いのではないのでしょうか。しかし、世の中の動きとして、雇用保険の給付金など継続勤務を推進するものについては手厚く、また医療を含む社会保障給付費は年々増加の一途を辿り、国の財政が厳しくなっている状況があるため、高齢者であっても一定所得者を中心に負担増や社会保険料は増加傾向となっていることは理解しておきましょう。



● 70歳以上の方の高額療養費の変更 (平成29年8月1日～)

● 高額療養費は下記のように変更となり、自己負担額が増えることとなります。

	平成29年7月まで		➔	平成29年8月より	
	自己負担限度額			自己負担限度額	
	個人単位(外来のみ)	世帯単位(外来+入院)		個人単位(外来のみ)	世帯単位(外来+入院)
現役並み所得者	44,000円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% ※多数回44,000円		57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% ※多数回44,000円
一般	12,000円	44,000円		14,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 ※多数回 44,000円

※非課税世帯(低所得者Ⅰ・Ⅱ)は変更なし

※過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※来年(平成30年8月1日)から更に増額される予定です。

● 入院時の食費負担額の変更 (入院時食事療養費) (平成28年4月1日～)

入院時の食事代について、食材費相当額に加え、新たに調理費相当額を段階的に負担することとなりました。

(②③の住民税非課税世帯や、指定難病の患者の方等の負担額は据置きとなります。)

※②③に該当する方は、被保険者証等に加え、医療保険者が発行する減額認定証が必要となります。

● 入院時1食あたりの負担額

	区分	平成28年 3月31日まで	平成28年 4月1日から	平成30年 4月1日から
①	一般の方	260円	360円	460円
②	住民税非課税世帯に属する方(③を除く)	210円	変更なし	
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方等	100円	変更なし	

● 雇用保険の雇用継続給付の変更 (平成29年8月1日～)

下記のとおり育児休業給付、介護休業給付、高齢雇用継続給付の支給上限額が変更されましたのでお知らせいたします。



● 育児休業給付 支給限度額上限:

支給率67%: 284,415円 → **299,691円**

支給率50%: 212,250円 → **223,650円**

● 介護休業給付 支給限度額上限:

支給率67%: 312,555円 → **329,841円**

● 高齢雇用継続給付の算定に関わる支給限度額:

339,560円 → **357,864円**

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277